

違法伐採対策に関する自主的行動規範

日本合板工業組合連合会
制定 平成18年 3月16日

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）（平成18年2月28日閣議決定）の改定に伴い、日本合板工業組合連合会（以下「本会」という）は、ここに、合法性等の証明された合板、単板等を供給するための自主的行動規範を定める。

（違法伐採に対する反対）

- 1 本会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

（政府の取組への協力）

- 2 本会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を支持するとともに、これに積極的に協力する。

（合法性等の証明された合板、単板の普及の促進）

- 3 本会は、合法性等の証明された合板、単板等の供給の促進に向けた普及の推進に努力するものとする。

（合法性等の証明のための事業者の認定）

- 4 林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）（平成18年2月15日林野庁木材課長通知）に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法（以下「団体認定方式」という）に関連して、「合法性等の証明に係る事業者認定実施要領」を別途定め、本会会員の組合員の認定を行い、合法性等の証明された合板、単板の供給の促進に努めるものとする。

（他の団体との連携）

- 5 本会は、違法伐採対策の実施に当たって、他の団体との連携を図る。

（情報の公開）

- 6 本会は、本行動規範に基づく取組状況の概要を必要に応じて公表する。

以上